

平成27年度の『「全国地域づくり人財塾」修了者の地域づくり活動調査』において、修了生が地域づくり活動の中心メンバーとなり継続して活動している状況や、自らの地域に限らず広域において活動している状況等が明らかになった。人材力活性化研究会として修了生の地域づくり活動にインセンティブを付与する仕組みとともに、その活動を積極的に後押しするための支援措置について、第19回の研究会に引き続き必要な検討を行う。

## 第19回研究会における論点と主な意見

（論点）

どのような仕組みがインセンティブの付与につながるのかを検討する必要があるのではないか。また、修了生が地域に戻った際、新たな取り組みにつながる仕組みを検討する必要があるのではないか。

（論点に対する主な意見）

- ・ 地域づくりの活動が認められ、職場においても動きやすくなるような裏付けとなるものがよいのではないかと。
- ・ 人財塾の講師陣として加わるような地域経営学者というライセンスを設けることがよいのではないかと。
- ・ インセンティブという意味で、例えば「認定ファンドレイザー」のように名刺に書けるものがよいのではないかと。
- ・ 認定クラスとしての「アドバンスドコース」のような仕組みを設けることとし、修了生のインセンティブに結び付けることがよいのではないかと。
- ・ 「外部専門家（地域力創造アドバイザー）」への登録（財政支援）はハードルが高いのではないかと。
- ・ 仮に地域力創造アドバイザーに登録するとしても、責任が重いので、段階を設けることが必要ではないかと。
- ・ 観光振興の核となる人材を育てていくために観光庁で取り組んでいる「観光カリスマ」のような仕組みを設けることがよいのではないかと。そんなものが1段階、最初のフェーズであったらよいのではないかと。
- ・ 総務省（地域力創造グループ）に対して修了生から直接アプローチすることができる仕組みを設けるべきではないかと。

## 「全国地域づくり人財塾修了生」の活動への支援について（案）②

### インセンティブの付与について

- **人財塾修了者の中から、その後の活動が顕著な方を人材力活性化研究会において選定し、表彰するとともに「地域づくり人（仮称）」の名称使用を認めてはどうか。**

（選定等の手続き）

「全国地域づくり人財塾」の修了生の中から、特に顕著な活動実績を有する者を以下の方法により選定・表彰

- ①人材力活性化研究会において選定
- ②総務省が表彰するとともに、「地域づくり人（仮称）」として登録

【選定基準（案）】※顕著な活動実績を有する山形市 後藤 好邦氏及び米沢市 相田 隆行氏をベースに作成した

- ・業種、世代などそれぞれの立場や枠にとらわれない活動に取り組んでいる
- ・活動を通じて異なる世代の地域づくり人（新しい地域リーダー）の育成に取り組んでいる
- ・地域活動団体を越えて（広域で）相互交流とネットワークを構築している

（選定・表彰の効果）

総務省人材力活性化・連携交流室において、「地域づくり人（仮称）」をイメージすることができるよう、ロゴマークのデザインを作成し、選定・表彰を受けた者に対し当該ロゴマークの使用を許諾することにより、組織内部においても、また、対外的にも「地域づくり人（仮称）」として活動できる環境を創出することができる。

# 「全国地域づくり人財塾修了生」の活動への支援について（案）③

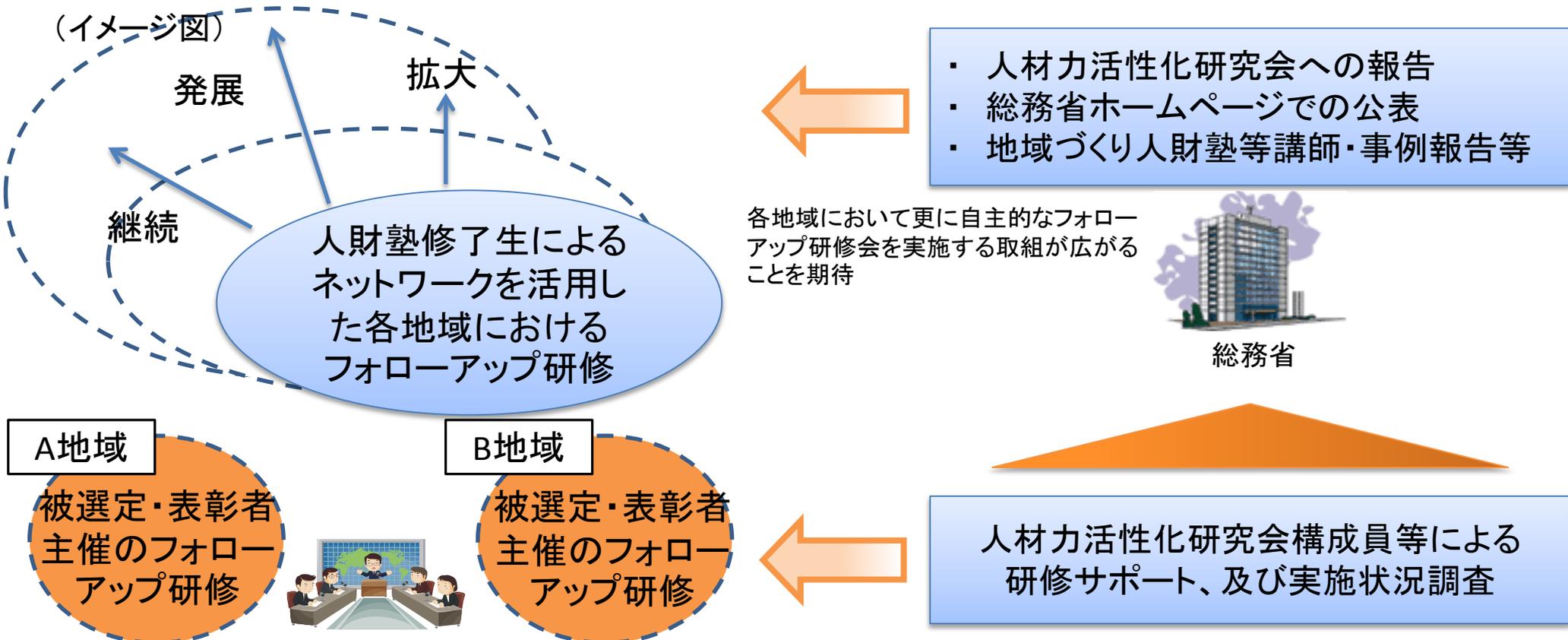
## 活動を積極的に後押しするための支援措置

- 選定・表彰を受けた者がフォローアップ研修を開催する際、人材力活性化研究会構成員等の派遣に係る旅費及び謝金（総務省基準による）を支援することとしてはどうか。

（被選定・表彰者の活動を財政面から支援する）

総務省において、選定・表彰を受けた者が主催するフォローアップ研修を支援する。具体的な支援内容として人材力活性化研究会構成員又は地域力創造アドバイザーの招聘に係る経費等を支援することとしてはどうか。

（イメージ図）



平成27年度の『「全国地域づくり人財塾」修了者の地域づくり活動調査』において、修了生が地域づくり活動の中心メンバーとなり継続して活動している状況や、自らの地域に限らず広域において活動している状況等が明らかになった。人材力活性化研究会として修了生にインセンティブを付与するとともに、その活動を積極的に後押しするため必要な検討を行う。

## インセンティブの付与

- ・どのような仕組みがインセンティブの付与につながるのかを検討する必要があるのではないか。
  - ・研究会の議論を踏まえ、修了生が地域に戻った際、新たな取り組みにつながる仕組みを検討する必要があるか。
- 「特に活躍する者」として研究会の構成員全員が認める者に対して、特別な措置を講じることができるか。
- （例）①人材力活性化研究会として、総務省に対して修了生を推薦することができる仕組みを構築する
- ②①の推薦を受けた総務省は、一定の審査を経て地域力創造アドバイザーとして「地域人材ネット」に登録
- ③②により、各地域において修了生が地域力創造アドバイザーとして活躍する際、その立場が明確となるばかりでなく、関係各市町村においてもその活動を支援しやすい環境が整う

### （参考）地域人材ネット

### 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員（課）を登録
- 民間専門家（304名）、先進市町村で活躍している職員（23名（組織を含む））（平成28年4月1日現在 計**327名**）
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、原則として連続した任意の3年間を財政支援

外部専門家活用区分	初年度	第2年度	第3年度
先進自治体職員（組織）活用	<b>2,400</b>		

(参考) 『地域人材ネット※』の登録に当たっての要件

以下の要件に該当する方を登録の対象としている。

- ① 地域活性化の取組のモデルとなる先進的な事例において中核的な役割を担う人材またはその取組を支援した外部専門家
- ② 現地での継続的な指導・助言が可能であり、幅広いノウハウ等を提供できること
- ③ 特定の専門分野だけでなく地域おこし全般に貢献できること

※ 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員をデータベースにして総務省ホームページに公開